

平成30年4月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成30年4月10日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	宇藤 元志
10番	下田 安己	12番	林 淳一	13番	吉良山 友二
14番	山村 珠美				

4、欠席委員：11番 城井 委員

5、議事日程

- | | |
|----------|---|
| 第1 議第1号 | 議事録署名委員の指名に関する件 |
| 第2 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について【相続】 |
| 第3 議題2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件 |
| 第4 議第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件 |
| 第5 議第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件【中間管理】 |
| 第6 議第5号 | 農地法第3条2項第5号の下限面積の設定に関する件 |

6、農業委員会事務局職員

局長	荒 牧 久
係長	芹 口 孝 直
係	本 田 人 史 希

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会総会を開きたいと思います。
本日は、高森町農業委員会委員14名のうち13名が出席されておられます。
高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。
また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をよろしく願いいたします。
まずは、会長より御挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。
それでは、議事に入ります。
「議第1号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。
本委員会の決定に附する。
平成30年4月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 (複数委員) 議事録署名でございますけれども、いかがいたしましょうか。
議長 はい。それでは、1番、矢津田委員さん、2番、岡本委員さん、よろしく申し上げます。
「報告第1号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
平成30年4月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 相続関係でございます。事務局より報告をお願いします。
事務局 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について。
今回報告する案件は3件です。
番号1、内容のほうは、4ページのとおりとなっております。補足資料は、2ページ、3ページのとおりです。

議長 (複数委員) 報告第1号につきまして、御質問等ございませんか。
議長 異議なし。
議長 はい。それでは、報告第1号につきましては、原案報告のとおりとさせていただきます。
番号2。

事務局 番号2、内容については、4ページのとおりです。補足資料についても、4ページのとおりとなっております。

議長 (複数委員) 番号2について、御質問ございませんか。
議長 異議なし。
8番委員 相続人が遠距離ではありますけれども、現在のあれはどうなって

いるんでしょうか。誰かに貸しておられるとか。

事務局 いや、現在もここは何も貸借は行われておりません。

議長 現在は、耕作はされていないということでございますけども、これは相続の報告でございます。この案件につきましては、次の段階として、地元の農業委員さん、推進委員さんで現地確認した上で、何かあれば対応をお願いしたい。前回ちょっと別件で、城井委員さんに地元で相談して対応してくれという相談はしておりますので、そのあたりも含めたところで、地元の委員さんに今後の経過観察については、お願いをしておきたいと思っておりますので、そのあたりよろしゅうございますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 番号3。

事務局 番号3については、相続人は同じであります、被相続人が違っていただきますので、別の案件として出ております。

内容については4ページのとおり、補足資料については5ページとなっております。

議長 番号3について、質問ございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 ないようですので、番号3については、報告、原案のとおりとさせていただきます。

「議第2号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成30年4月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議第2号につきましては、担当、2番の岡本委員さんに説明をお願いいたします。

2番委員 議第2号、農地法第3条審議資料。

番号1、内容のほうは、6ページに記載してあるとおりでございます。補足資料のほうは、7ページ、8ページになります。よろしくお願いたします。

議長 議第2号につきましては、所有権移転案件でございます。御質問等ございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 ないようですので、議第2号につきましては原案のとおりとさせていただきます。よろしゅうございますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 では、原案のとおり承認させていただきます。

「議第3号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集

積計画(案)の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成30年4月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議第3号につきましては、使用貸借権の設定でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画審議資料。

番号1、8ページのとおりとなっております。補足資料は、10ページ、11ページです。

議長 議第3号につきまして、御質問等ございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 ないようでしたら、議第3号につきましては、原案のとおり承認いただけますでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。では、議第3号、番号1については承認させていただきます。

「議第4号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利利用集積計画(案)の承認に関する件。【中間管理】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成30年4月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議第4号につきましては、経営基盤強化に関わりますので、中間管理機構の斡旋による所有権移転の案件でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 利用権設定各筆明細（農地中間管理機構）。

番号1、内容については、10ページのとおりです。補足資料は、13ページ、14ページとなっております。

今回は、農業公社の特例事業、農地売買等の事業を活用して公社が農地を買い上げて、担い手へ売り渡すものとなっております。補足資料のほうには、最終的な受け手まで載っておりますので御確認をください。

議長 議第4号につきまして、御質問等ございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 ないようでしたら、議第4号につきましては、原案どおり承認させていただきます。よろしゅうございますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 では、議第4号、番号1については、原案どおり承認いたします。

「議第5号」

事務局 農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成30年4月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 下限面積の設定でございます。年1回、見直しとなっております。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 下限面積（別段面積）の設定について、説明させていただきます。

平成21年12月の改正農地法によって、高森町農業委員会が農林水産省令で定める基準に従って、町の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなりました。

農業委員会の適切な事務実施についてが、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、この下限面積（別段の面積）の設定、または修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度も下限面積（別段面積）についての設定を御審議ください。

（1）農地法施行規則第20条第1項の規定適用について。現行は下限面積は、30a、3反、3,000㎡となっております。理由につきましては、2015年農林センサスで、管内農家で30a未満の農地を耕作している農家が、全農家の約1割であるためとなっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 農地法上は、50a、5反が基本の面積になっていますけども、いわゆる特例ということで、各市町村によって、その下限面積を決定することができるように法改正になりました。高森の場合が、今、2015農林センサスの結果で、管内農家で30アール未満の農地を耕作している農家が、全体の約1割ということでございますけども、前回、5反を3反に見直した段階で、施設園芸の場合に、やっぱり1家族が最低2反は必要である。施設園芸では、ハウスを建てておりますね、ハウス経営をやる場合に。じゃあ2反が1反でもいいんじゃないかじゃなくて、ハウスが2反が2反に入りませんので、最低3反ぐらいないと、ハウスが2反の面積では確保できないと。そういうことの原因もあって、下限を3反としたいきさつがございますので、そのあたりも御理解いただきたい。各市町村には最低2反のところもあるんです、正直言うと。最低が5反のところもあるので、そのあたりについても、やっぱり経営の実態を見ていくと、やっぱり最低2反のハウスでぎりぎり1家族が生活できるぐ

らの面積だと思うので、それを確保するには最低3反は必要ではないか、農業経営はできないんじゃないかということで、3反と前回決めたいきさつがありました。そういうことを理解して御審議いただければと思います。

ないようでしたら、高森町につきましては、下限面積を30a、3反とさせていただいてよろしゅうございますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 では、引き続き、高森においては下限面積30aということで決定させていただきます。

以上をもちまして、審議を終了いたします。

以下余白

平成30年4月10日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員